

# 居宅介護支援重要事項説明書 (2024年9月1日～)

一般財団法人とちぎメディカルセンターが経営するとちぎメディカルセンター居宅介護支援事業所(以下「事業所」)は、ご契約者(以下「利用者」)に対して居宅介護支援サービスを提供いたします。

当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意していただきたいこと等について契約を締結する前に次の内容の説明をいたします。

## 1 指定居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	一般財団法人とちぎメディカルセンター
代表者名	森田 辰男
所在地・電話番号	栃木県栃木市境町27番21号 ・ 0282-20-1281

## 2 指定居宅介護支援を実施する事業所について

### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	とちぎメディカルセンター居宅介護支援事業所
指定事業所番号	栃木県 平成25年4月1日指定 事業所番号 09701438号
所在地・電話番号	栃木県栃木市境町27番21号 ・ 0282-23-5867
提供実施地域	栃木市 (提供実施地域以外でもご相談に応じます。)

### (2) 運営の方針

- 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。
- 利用者の心身の状況やその置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき、適切な保健医療・福祉サービスなど多様な事業所から、総合的かつ効率的に、また、必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援サービス(インフォーマルサービスを含む)が包括的に提供されるよう配慮して行います。
- 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービスが特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないように公正中立に行います。
- 事業の運営にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、指定居宅サービス事業所、他の指定居宅介護支援事業所、医療機関、介護保険施設等との連携に努めます。

### (3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 (祝日・12月30日～1月3日・創立記念日を除きます)
営業時間	午前8時30分～午後5時15分

### (4) 事業所の職員体制

管理者 (主任介護支援専門員)	1名 (介護支援専門員兼務) 事業所の管理及び業務管理を一元的に行います。
介護支援専門員	3名 ケアマネジメント業務を行います。

### 3 居宅介護支援の提供にあたっての留意事項について

- (1) 利用者は介護支援専門員に対して複数の事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画に位置付けた事業者の選定理由について説明を求めることができます。
- (2) 介護保険被保険者証・介護負担割合証の内容を確認させていただきます。住所など変更があった場合には速やかに当事業所にお知らせください。
- (3) 利用者が病院等に入院しなければならない場合、病院等と情報共有や連携を図り、退院後の在宅生活への支援を円滑に行うため、担当する介護支援専門員の名前や連絡先を病院等へ伝えてください。
- (4) 事業所はケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、事業所を選定していただくにあたり、当事業所における前6ヶ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用割合、サービスごとの事業者の利用割合の状況は別紙1のとおりとなっています。

### 4 身分証明書(介護支援専門員証)携行義務(契約書第15条参照)

介護支援専門員は、常に身分証(介護支援専門員証)を携行し、利用者またはその家族から提示を求められた場合は、これを提示します。

### 5 居宅介護支援の内容、利用者負担額、その他の費用について

居宅介護支援の内容 (契約書第4条・5条・8条参照)	①居宅サービス計画の作成	⑤給付管理
	②居宅サービス事業者との連絡調整	⑥要介護認定申請に対する協力・援助
	③サービス実施状況把握及び評価	⑦サービスに対する要望や相談
	④利用者状況の把握	
	※下記の要件によりテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングが可能。 ①利用者の同意を得ること。 ②サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。 i 利用者の状態が安定していること。 ii 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること(家族のサポートがある場合も含む)。 iii テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。 ③少なくとも2か月に1回は利用者の居宅を訪問すること。	
利用者負担額 (契約書第9条参照)	要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額介護保険より負担されますので自己負担はありません。	
交通費	通常の実施地域(栃木市内)では交通費はかかりません。通常の実施地域を超えて行う指定居宅介護支援に要した場合、交通費を徴収します。当事業所からおよそ片道10km未満は0円。1kmを超えるごとに50円を請求します。	
解約料	利用者は、いつでも解約することができ、料金はかかりません。	
介護保険料の滞納時等について	保険給付金が直接当事業所に支払えない場合は、要介護度に応じて1か月につき下記の料金(居宅介護支援の利用料)を一旦お支払いしていただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を居住地住地の保険者(市役所等)の窓口へ提出後に全額払い戻しが受けられます。	

### 6 居宅介護支援費について

(1) 居宅介護支援費(I) 介護支援専門員1人当たりの担当件数 1単位 = 10.21円

介護度	件数	(i) 45件未満	(ii) 45件以上	(iii) 60件以上
要介護 1・2		1,086単位	544単位	326単位
要介護 3・4・5		1,411単位	704単位	424単位

※当事業所が運営基準減算(居宅介護支援の業務が適切に行われない場合の減算)に該当する場合は上記金額の50/100となります。

また、2か月以上継続して該当した場合には算定しません。

※特定事業所集中減算(前6か月間に作成したケアプランに位置付けた訪問介護、通所介護、福祉用具の提供回数のうち同一事業者によって提供された者の割合が80%以上)に該当する場合には、200単位/月を減算となります。

(2)当事業所が想定される加算(要件を満たした場合算定されます。)

1単位=10.21円

項目	要件(抜粋)		
初回加算 (300単位/月)	①新規に居宅サービス計画を作成する場合。 ②要支援者が要介護認定を受けて計画を作成する場合。 ③要介護状態区分が2段階以上の変更認定を受けた場合。		
入院時情報連携加算 (Ⅰ:250単位/月) (Ⅱ:200単位/月)	入院時に担当介護支援専門員が入院先の医療機関と連携をして必要な情報(心身の状況や生活環境などの)の提供を行った場合。 (Ⅰ:入院した日、Ⅱ:入院した翌日または翌々日)		
退院・退所加算	加ファレシ 無		を受け、居宅サービス計画を作成し、サービス調整を行った場合。
	連携 1回	加ファレシ 有 450単位	
	連携 2回	600単位	
	連携 3回	× 900単位	
通院時情報連携加算 (50単位/月)	病院または診療所の医師または歯科医師の診察時に同席し必要な情報提供を行い医師からも情報提供を受けた場合。		

※その他、要件を満たした場合には「特定事業所加算・特定事業所医療介護連携加算」、「緊急時居宅カンファレンス加算」、「ターミナルケアマネジメント加算」、「特別地域居宅介護支援加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する方へのサービス提供加算」などがあります。

## 7 ハラスメントの防止について

適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、就業環境が害されることを防止するための対策を行います。

## 8 業務継続に向けた取り組みについて

感染症や災害発生時であっても利用者に対する居宅介護支援が継続的に提供できるよう業務継続計画の策定、委員会の開催、研修及び訓練を行います。

## 9 虐待の防止について

事業所は、利用者の人権擁護、虐待防止の観点から虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者の配置をしています。また、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに市町村に通知します。

虐待防止に関する責任者

管理者 臼井 真紀

## 10 身体拘束等の禁止

サービスの提供にあたっては、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(身体拘束等)を行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その他のご契約書の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

## 11 衛生管理等

事業所における感染症予防及びまん延防止を図るため、感染症予防及びまん延防止策を検討する委員会の開催、感染症予防及びまん延防止のための指針の整備、職員に対する研修及び訓練の実施、担当者を設置します。

感染対策担当者

管理者 臼井 真紀

## 12 秘密の保持と個人情報の保護について（契約書第6条・第14条参照）

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	①事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」）は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。 ②秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。 ③事業者は従業者に対し、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者である機関及び従業者でなくなった後も、その秘密を保持します。
個人情報の保護について	①事業者は、利用者からあらかじめ「居宅介護支援契約における個人情報利用目的の通知書兼利用等に関する同意書」で同意を求めない限り、個人情報を利用しません。 ②事業者は利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止します。

## 13 介護支援専門員の交替について

利用者からの申し出	選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情やその他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。
事業所からの申し出	事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。その場合、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう、十分に配慮します。

## 14 事故発生時の対応について

- (1)利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町、利用者の家族等の緊急連絡先に連絡をとると共に必要な処置を講じます。
- (2)事業者は、前項の事故状況及び事故に際してとった処置、対応などを記録するものとします。

## 15 損害賠償について（契約書第13条参照）

事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意または過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

## 16 契約の終了（サービス利用をやめる場合）について（契約書第10条・11条・12条参照）

- (1)契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。  
契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。
  - ①要介護認定または要支援認定により利用者の心身の状況が要支援または自立と判定された場合
  - ②利用者が介護保険施設に入所した場合
  - ③利用者が死亡した場合
  - ④契約書第11条に基づき、利用者から契約の解除の意思表示がなされ予告期間が満了した場合
  - ⑤契約書第12条に基づき、事業者から契約の解除の意思表示がなされ予告期間が満了した場合
- (2)利用者や家族等により以下の状況が生じた場合は、居宅介護サービスを中止しますとともに、ただちに当該市区町村に状況報告をいたします。
  - ①介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わない等により、要介護状態等の悪化をもたらす場合
  - ②偽りその他の不正行為によって保険給付を受け、または受けようとした場合
- (3)利用者及びその家族はサービス利用にあたって下記のような行為があり、ハラスメントに該当するとみなされる場合

- ①介護支援専門員に対する身体的暴力  
(直接的、間接的を問わず有形力を用いて危害を及ぼす行為)
- ②介護支援専門員に対する精神的暴力  
(人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)
- ③介護支援専門員に対するセクシュアルハラスメント  
(意に沿わない性的誘い掛け、好意的態度の要求、性的嫌がらせ行為等)

### 17 サービス提供に関する相談、苦情について(契約書第16条参照)

- (1) 居宅介護支援に関する苦情等及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについて苦情等を受け付ける窓口を設置しています。

事業所の窓口	苦情受付担当 : (担当介護支援専門員)
	苦情解決責任者 : 管理者 臼井 真紀 電 話 : 0282-23-5867 FAX : 0282-23-6016 受付時間 : 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 (祝日・12月30日～1月3日・創立記念日を除きます)

### (2) 第三者委員

当事業所では苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場及び特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員を設置しております。

苦情や意見は第三者委員にも相談することもできます。

第三者委員	藤田 正人 (一般財団法人とちぎメディカルセンター 監事) 電 話 : 0282-22-1658 受付時間 : 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 (祝日、12月29日～1月3日を除きます)
	菅谷 齊 (一般財団法人とちぎメディカルセンター 評議員) 電 話 : 0282-25-1220 受付時間 : 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 (祝日、12月29日～1月3日を除きます)

### (3) 当事業所以外に市や県の相談・苦情窓口等に伝えることができます。

市の窓口	栃木市役所 高齢介護課 (本庁2階) 所 在 地 : 栃木市万町 9-25 電 話 : 0282-21-2251 FAX : 0282-21-2670 受付時間 : 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 (祝日、年末年始を除きます)
県の窓口 (国民健康保険 団体連合会)	栃木県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 所 在 地 : 宇都宮市本町 3-9 栃木県本町合同ビル6階 電 話 : 028-643-2220 受付時間 : 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時 (祝日、年末年始を除きます)
県の窓口 (栃木県運営適 正化委員会)	栃木県社会福祉協議会(栃木県運営適正化委員会) 所 在 地 : 栃木県宇都宮市若草1丁目10番6号 電 話 : 028-622-2941 受付時間 : 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時 (祝日、年末年始を除きます)

## 18 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

当事業者は、居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行い、居宅介護支援重要事項説明書を2通作成し各1通ずつ保有します。

事業者	所在地	栃木県栃木市境町27番21号
	事業所名	とちぎメディカルセンター 居宅介護支援事業所
	説明者	

私は上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	
署名代行者 (親族代表者 または 法定代理人)	住所	
	氏名(関係)	(関係)